

琴浦町教育委員会会議録

日時	平成28年5月30日（月）午後3時00分～午後4時40分
場所	琴浦町生涯学習センター 第1会議室
出席委員	石前富久美委員長、高塚良平委員、山本浩子委員、田中宣彦委員 小林克美教育長
欠席委員	なし
その他出席者	渡邊教育総務課長、戸田社会教育課長、長尾人権・同和教育課長 高力教育総務課参事兼学校給食センター所長、山本指導主事、井谷指導主事 山根教育総務課係長

議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	教育長報告
日程第3	報告事項 (1) 各課報告
日程第4	議案第33号 琴浦町社会教育委員の委嘱について
日程第5	議案第34号 古布庄地区公民館長の任命について
日程第6	議案第35号 琴浦町各地区公民館運営協議会委員の委嘱について
日程第7	議案第36号 琴浦町民俗資料館条例の一部を改正する条例について
日程第8	議案第37号 平成28年度要保護・準要保護児童生徒の追加認定について
日程第9	議案第38号 林原育英奨学資金の貸与者決定につき意見を求めることについて
日程第10	議案第39号 学校給食費の額の決定について
日程第11	議案第40号 平成27、28年度（6月期）補正予算要求について
日程第12	議案第41号 平成28年度学校評議員の同意について
日程第13	協議事項 (1) 琴浦町教育関係要覧の作成について (2) 町立社会体育施設使用料減免内規案について（再度）
日程第14	その他 ・前期学校等計画訪問の実施について ・八橋警察署管内防犯協議会総会の開催案内
日程第15	次回委員会議開催日 6月30日（木）午後3時00分
日程第16	閉会 午後4時40分

平成28年 第6回定例会の会議概要記録

会議内容の記録

委員長 第6回定例会を開会します。

日程第1 議事録署名委員指名

委員長 議事録署名委員を高塚委員と山本委員にお願いします。

日程第2 教育長報告

委員長 日程第2 教育長報告をお願いします。

【教育長報告】

教育長 ・全国町村教育長会の報告
・行事報告と今後の予定について

1 行事報告等

- ① 5月 9日(月) 琴浦町PTA連合会総会
- ② 5月10日(火) 校長会
- ③ 5月12日(木) 町小学校陸上大会(雨天のため順延)
- ④ 5月12日(木)・13日(金) 全国教育長会 学習会開始式(赤碕)
- ⑤ 5月17日(火) 学習会開始式(東伯)
- ⑥ 5月19日(木) 船上山給食会総会
- ⑦ 5月20日(金) 戦没者追悼式
- ⑧ 5月21日(土)・22日(日) 町長杯卓球大会
- ⑨ 5月21日(土) 小学校運動会(八橋小学校)
- ⑩ 5月23日(月) 学校事務共同実施協議会(新4人)
- ⑪ 5月24日(火) 琴浦町同和対策推進協議会総会
- ⑫ 5月26日(木) 月例報告会
- ⑬ 5月27日(金) 東伯地区教育委員会連絡協議会総会・研究大会
- ⑭ 5月28日(土) 小学校運動会(浦安、聖郷、赤碕、船上小学校)

2 今後の日程

- ① 6月 1日(水) 人権・同和教育推進協議会総会
- ② 6月 2日(木) 校長会 学校給食会総会
- ② 6月 7日(火)～17日(金) 6月定例議会
- ④ 6月21日(火)～7月1日(金) 学校計画訪問

⑤ 7月 8日(金) 鳥取県市町村教育委員会研究協議会

⑥ 7月10日(日)、17日(日) 郡民体育大会(主会場:琴浦町)

日程第3 報告事項

委員長 日程第3 報告事項について各課の報告をお願いします。教育総務課から順
にお願いします。

教育総務課長 ・不審者事案について報告

委員長 具体的な場所、時間帯はどうですか。

教育総務課長 バスの待合所や路上で、学校からの帰りに声を掛けられています。

委員長 子どもたちが怖い思いをしてはいけないので、見回りや注意喚起をお願いします。
ます。

委員長 それでは次に社会教育課の報告をお願いします。

社会教育課長 ・社会教育課関係について資料により以下のとおり説明と報告

1、学芸文化関係

(1)光徳寺山門竣工式(6/20)について報告

(2)発掘調査(9号線拡幅工事に伴う本調査、物産館アクセス道路用地試掘調査)
について報告 6月末で現場調査終了予定

(3)カウベルホールイベント

○和楽器ワークショップ(6/19)について報告

2、社会体育関係

(1)「川中香緒里選手をみんなで応援する集い」(6/28 赤碕地区コミュニティ
センター)(別紙資料により内容説明)

3、生涯学習関係

(1)中部地区少年少女のつどい(7/2 琴浦町会場)

4、その他

(1)「町民の声」の対応について

まなびタウン2階のチラシスタンドの整理について

(2)談話コーナー「和」の営業終了について

(3)地方創生活活性化交付金事業の取組みについて

(別紙資料により事業計画を説明)

委員 地方創生活活性化交付金事業について、親子で遊具等で遊ぶのは限られた時間
なので、なるべく早く取り組んでいただけると良いと思います。

委員長 次に人権・同和教育課の報告をお願いします。

人権・同和教育課長 ・進学奨励金の募集開始（6/1～）について報告。
対象者については、7月の教育委員会にかけさせていただきます。

委員長 次に給食センターの報告をお願いします。

学校給食センター長 5月12日に学校給食会の監査会を開催し、平成27年度決算について監査を受けています。5月19日に学校給食運営審議会を開催し、平成28年度の給食費の単価等について審議していただいております。

また、最初に教育長からの報告にもありましたが、6月2日に給食会総会を開催するようにしています。

日程第4 議案第33号

委員長 それでは議案の審議に入ります。議案第33号の説明をお願いします。

社会教育課長 議案第33号、琴浦町社会教育委員の委嘱について本委員会の同意を求めるものであります。これは既に同意いただいている委員に、これまで未確定だった学校代表とPTA代表の2名を追加で同意をお願いするものです。社会教育委員は、生涯学習センター運営審議会委員を兼ねるということであります。

委員長 学校代表の方の住所は合っていますか。

社会教育課長 申し訳ありません。修正をお願いします。

委員長 議案第33号について質問はありますか。

議案第33号を同意してよろしいか。（全員賛意）

議案第33号は同意されました。

日程第5 議案第34号

委員長 議案第34号の説明をお願いします。

社会教育課長 議案第34号、古布庄地区公民館長の任命について、本委員会の同意を求めるものであります。現公民館長から辞職の相談を受けていたのですが、次の公民館長の人選に時間を要したということで今回の提案となりました。

委員長 議案第34号について質問はありますか。

議案第34号を同意してよろしいか。（全員賛意）

議案第34号は同意されました。

日程第6 議案第35号

委員長 次に議案第35号をお願いします。

社会教育課長 議案第35号、琴浦町各地区公民館運営審議会委員の委嘱について本委員会の同意を求めるものであります。添付の名簿の方3名を新たに委員に委嘱する

ものです。(資料の名簿により説明)

委員長

議案第35号について質問はありますか。

議案第35号を同意してよろしいか。(全員賛意)

議案第35号は同意されました。

日程第7 議案第36号

委員長

次に議案第36号をお願いします。

社会教育課長

議案第36号、琴浦町民俗資料館条例の一部を改正する条例について本委員会の議決を求めるものであります。現在、3つの資料館がこの条例に位置付けられていますが、下伊勢に位置します琴浦町民俗資料館は、現給食センターの建設時に取り壊しています。本来であれば平成21年の建設時に削除するべきが、遺漏のため条例に残っておりましたので、今回削除させていただくということです。また、八橋にあります琴浦町民俗資料館については、発掘資料や国体に使用した相撲の土俵関連のものを保管しておりますが、今後ふるさと協力隊の活動拠点に改修するという意向を受けておりますので、民俗資料館の位置付けから外すということです。八橋の民俗資料館にある資料等は、地域改善事業のシイタケ乾燥場に保管できないか協議をしております。

委員長

下伊勢については削除、八橋については移動するということですね。

社会教育課長

はい。八橋については、企画情報課の方で活用するというので、民俗資料館の位置付けを外させていただきたいということです。

委員長

議案第36号について質問はありますか。

議案第36号を同意してよろしいか。(全員賛意)

議案第36号は同意されました。

日程第8 議案第37号

委員長

次に議案第37号をお願いします。

教育総務課長

平成28年度要保護・準要保護児童生徒の追加認定について、本委員会の承認を求めるものであります。準要保護児童生徒の追加認定について別紙のとおり1件の申請が提出されましたので審査のうえ認定することについて承認をお願いします。(資料により説明) 認定要件は満たしています。

委員長

新1年生ということですが、入学されてからこの制度を知られて申請されたということですか。

教育総務課参事

保護者には、10月から11月頃の就学時健診の時に制度のお知らせをしています。また、1月には各保育園・こども園を通じて、案内と手続きのお知らせ

をしていますので、なぜこの時期となったかはわかりません。

4月であれば、3月の申請の時期に出てきてもよいのかなと思いますが。

基本的には、新1年生であれば、4月1日で認定となると入学準備金等も対象となりますが、受給についての判断を迷っておられたのか、実際入学してみても金がいるようになって決断されたのか、その理由は分かりかねます。

教育総務課長 確認はしていませんが、4月になってから自立され、家庭の状況が変わったのかも知れません。

委員長 議案第37号について質問はありますか。

委員長 議案第37号を承認してよろしいか。(全員賛意)

議案第37号は承認されました。

日程第9 議案第38号

委員長 次に議案第38号をお願いします。

教育総務課長 議案第38号、林原育英奨学金の貸与者の決定について委員会の意見を求めるといことで、提案させていただきました。資料の一覧表に2名の方の名前が有りますが、いずれも継続の方になります。(資料により説明)

委員長 継続の方も一覧表の他に詳細な資料がついていたと思います。継続なので問題ないと思いますが、確認をお願いします。

委員長 議案第38号についてご意見はありますか。

議案第38号を承認してよろしいか。(全員賛意)

議案第38号は承認されました。

日程第10 議案第39号

委員長 次に議案第39号をお願いします。

学校給食センター長 議案第39号、平成28年度の学校給食費の額の決定について委員会の議決を求めるものです。金額的には昨年と変わりありません。なお、中学校の保護者負担金326円は間違いですので、315円に訂正をお願いします。(資料の給食費一覧表によりそれぞれの金額を説明)

委員長 アレルギー対応食については一覧表に有りませんが、審議のためには資料が必要です。この後準備をお願いします。

学校給食センター長 すぐに準備いたしますので、この件については後で審議をお願いします。

委員長 では、準備ができてから再度審議することとします。

日程第11 議案第40号

委員長 次に議案第40号をお願いします。

教育総務課長 ・議案第40号、平成27年度、平成28年度6月期の補正予算要求について資料により教育総務課関係補正予算要求項目（平成27年度 35人学級協力負担金、平成28年度 小中学校強風被害に伴う修繕料、小中学校尿検査・心電図検査手数料）について説明

社会教育課長 ・平成28年度補正予算要求について資料により社会教育課関係補正予算要求項目（カウベルホール空調機改修設計委託料、総合体育館屋根修繕）について説明

人権・同和教育課長 ・平成28年度補正予算要求について資料により人権・同和教育課関係補正予算要求項目（キュービクル式高圧受電設備接地抵抗値修繕）について説明

委員長 今回の資料はとともに見やすくよいと思います。

委員長 議案第40号について質問はありますか。

議案第40号を承認してよろしいか。（全員賛意）

議案第40号は承認されました。

日程第12 議案第41号

委員長 次に議案第41号をお願いします。

教育総務課長 議案第41号、琴浦町学校評議員の同意について、琴浦町立小・中学校管理規則及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第3項の規定により、本委員会の同意を求めるものです。別紙のとおり学校から学校評議員の推薦があがっております。（資料の名簿により説明）先ほどありました公民館長の変更に伴うものです。

委員長 議案第41号について質問はありますか。

議案第41号を同意してよろしいか。（全員賛意）

議案第41号は同意されました。

日程第13 協議事項

委員長 それでは協議事項に入ります。

（1）琴浦町教育関係要覧の作成について説明をお願いします。

教育総務課長 教育関係要覧については、前回の委員会で「教育の重点目標」の変更点について各課から説明させていただきました。今回は最終案ということで全ページ載せていますのでご確認いただきたいと思います。

なお、評価項目を最後に載せていますが、評価が低い項目について、委員の皆さんに説明させていただきたいと思います。

・今日的な教育課題の解決（不登校への対応）について説明

不登校の理由を報告する様式では、「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」と4種類に分かれておりまして、その中の「不登校」の件数を平成26年度までは計上しておりました。平成27年度につきましては、理由はどうあれ全てが不登校ということで、合計の数字を不登校に挙げております。そのために人数的には増えましたので、評価としてはD評価となりました。ただ実際は、合計の人数は平成26年度よりも平成27年度の方が減少しているのが実態です。今回からの要綱につきましては、長期欠席児童生徒ということで、不登校から長期欠席へと記述を変更しています。今年度からは全ての数を挙げていくということで、来年度以降につきましては実態がわかりやすくなると思います。

委員長 先回も指導主事から説明があった部分だとは思いますが、総数にすると評価が下がるだけで、本来はやっているという説明をされても分からないので、何か注意書きが必要ではないでしょうか。教育的課題が見えてこなくなるのではないのでしょうか。

教育総務課長 平成28年度以降の評価はきちんと表れると思います。

委員長 でも、逆に病気なども含まれるとなると、病気自体は教育的課題ではないですよ。

指導主事 実際に病気を理由に30日以上欠席する児童生徒は、小中合わせて1人から2人です。一番懸念されるのが「その他」という理由です。その他の理由に入るのは、例えば病気と不登校の2つの理由が考えられ、どちらが主でもないような子をその他に入れなさいとなっています。行き渋りなどがその他に落ちてしまうと、その他が増えて不登校の数が減ると、不登校は少ないと言いながら、学校に来ていない生徒はたくさんいるということになります。ですから、様々な要素はあるにせよ、学校に来ていない生徒は不登校の数に入れるべきだと思います。今までは割とその他の数に入れてしまっていて、不登校の数は少ないという状況でしたが、平成27年度からその他を極力排除して、事故欠でない子は極力不登校に計上するよう学校もされるようになりました。あいまいなものを極力排除していった結果、不登校の数が増え、その結果D評価となりました。

委員長 こうやって説明を聞けば私たちは分かるのですが、これが単に評価が出るだけだと、評価が低いということになりますよね。なのに実績は上がっている、と言われても何となく理解できない。

委員 これは琴浦町の評価の仕方ですか。他の市町村はどうですか。

指導主事 評価の仕方は同じですが、市町村、学校で評価の基準が異なります。平成27年度の評価を平成28年度の評価基準に沿って記述すれば表現が変わると思

ます。

委員長 例えば括弧書きで基準が変わったことを注記してはどうですか。

教育長 欄外に、調査項目が変更になったため等の注記をしてもよいかも知れませんね。

委員長 一生懸命頑張っておられるのにD評価となっているのはどうかと。

指導主事 当初の評価項目でなくて長期欠席の児童生徒と変えればBやA評価になると思います。ただ、平成27年度の終わりで評価項目を変えてよいかという問題があったので変えていません。

委員長 皆さんが注目している項目なので、それがD評価ということはどうかと。理由は分かるけれど何かよい表現がないのでしょうか。

教育長 評価項目を変えてそこに注意書きを入れる、という方がよいと思います。

委員長 可能であれば検討してみてください。

指導主事 評価項目を変えて平成28年度と同じ項目にして、注意書きを加えれば問題はないかと思います。

教育総務課長 平成27年度については評価できない、ということではどうでしょうか。評価欄を斜線又は空欄にしてはどうでしょう。

委員長 それでもいいかも知れませんね。評価できない理由を説明されて。ちょっと考えてみてください。他に説明が必要な評価項目はありますか。

人権・同和教育課長 ・町あらゆる差別をなくする実施計画（後期分）の推進（町あらゆる差別をなくする審議会等での全施策の実施状況の点検と次年度への反映）について説明

C評価の理由については、大きな進展はなかったが一部進展はあった、一部の進展に止まったということでC評価にしています。また、今年度は総合計画の改訂時期に来ておりますので、成果と課題をまとめたもの、調査結果をまとめたものを活用しながら新たな計画を立てていきたいと考えています。

・琴浦町の人権啓発、福祉の向上、住民交流の拠点としての文化センター事業の充実（解放教育講座1回当りの参加者数増加、同和问题懇談会へのPTA（保護者）参加割合の増加）について説明

赤碕文化センターについては、1回当り50人以上という目標は達成できてはいるのですが、ばらつきがありまして、多かった時、少なかった時があるものですから、一部の進展に止まったということでC評価としています。

東伯文化センターにつきましては、同和问题懇談会の内容が保護者対象のものが多かったものですから、東伯中学校区PTAの参加割合の増加を進めたいということで40%以上を目標にしていたのですけれども、34%にとどまったということで、目標に達成していないということでした。ただ、全体的な人数

は増えてきているということでC評価としています。

教育総務課長
委員長

他に何もなければ、平成28年度の製本としたいと思います。

それでは、次に、(2)町立社会体育施設使用料減免内規案(再度)について説明をお願いします。

社会教育課長

(体育施設の使用料について資料により説明)

前回とは別の案件で協議させていただきたいと思います。

現在の条例では、使用料は町内、町外の区分があります。町内、町外の利用者区分は主催者、参加者の区域で決定しています。町外使用料は町内使用料の10割増しということであります。参加者が町内、町外混在する場合は、現在は町外取扱として使用料をいただいています。今回、利用者からの問い合わせで、練習チームに町内出身者(現在は町外在住者)を参加させた場合の問い合わせがあり、内容は20人くらいの中に1人町外者がいるということでした。厳密に言えば町内、町外が混在すると町外者扱いですけれども、検討させてくださいということで保留しています。現在は申請書により判断しておりますが、当日の利用までは確認を取っていません。申請書の町内、町外の人数欄で判断している状況であります。なお、この案件については、議会の一般質問にも出ております。

事務局の考えとしては、現行の取扱いと同様、参加者が町内、町外で混在する場合は町外扱いとする。次に、使用料の内規において、利用者の町内、町外の割合において扱いを決定するとし、利用者のうち町内者が4分の3又は8割以上の場合を町内扱いとしてはどうかと考えています。その減免を受けたい団体は予め団体構成者リストを提出していただき、減免申請書により決定していこうと思いますが、委員の皆さんのご意見を伺いたいと思います。

委員長

減免するとなると、それだけ収入が減ると言うことですね。

社会教育課長

今はそういった団体はありませんが、減免するとなれば、町外料金だったものが町内料金となり収入は減ります。今の収入では大きな差はないと思いますが、今後混在団体を減免対象とするとなれば、混在団体が増えていくことも考えられます。

委員長

目標としては、いつ頃までに内規を作りたいと考えておられますか。

社会教育課長

6月の委員会で案を提示して協議できればと考えています。

委員

管理者としては施設を管理・維持していかないといけないですし、利用者側にも、気持ちよく利用できる施設を提供していただけるという意味で料金を考えてもよいのかなと思います。いい施設であれば利用される方はお金を払っても利用されると思いますし、町内、町外問わず同じ料金でもよいとも思ったりします。

社会教育課長 使用当日に町内者、町外者の確認をすることは困難ですので、あらかじめ団体の取扱いを決めてしまおうという考え方です。

委員長 今の料金で不満があるとかそういったことはありますか。

社会教育課長 今は対象の団体はありません。

委員 1人でも含まれているので町外というのは酷なような気がします。

委員 競技の人数を勘案し、町内、町外問わず一律の使用料をいただいてもよいような気もします。

教育長 町内料金を上げるとなるとおそらく反発が起きると思います。町外料金を町内料金に合わせるということであれば歓迎されるとは思いますが、その場合、施設が込みすぎて使用できないということにはなりません。割と予約で詰まっているようですが。

社会教育課長 町内料金に合わせれば利用は増えてくると思います。調整会を開いて利用調整していますけれども、利用が増加して施設が押えられないような状況が出てくるかも知れません。平日の日中は大丈夫ですが、夜間の大型体育館の利用は今でも詰まっています。町内に呼び込もうとすると、町内優先で使用できていたのが優先でなくなるので、その辺りのバランスを考えながら、金額を定めていく必要があると思います。

委員長 これまでの利用料等の情報がない中では、委員としてはこれ以上の意見は出ないような気がします。

社会教育課長 今回については、このような事例があるということで留めていただいて、次回に検討したものを出させていただこうと思います。

委員長 それでは、協議事項は終わります。

日程第10 議案第39号

委員長 資料の準備ができたようですので、議案第39号に戻ります。説明をお願いします。

学校給食センター長 (資料の給食費一覧表によりアレルギー対応食の金額を説明)

「パンなし」については今年度からの対応となります。パン食は週に1回ですが、その時だけ単価を変えるということではなく、年間同じ単価で負担していただくよう設定しています。パン代の5分の1ぐらいが通常より安くなるような金額としています。「牛乳なし」「牛乳・パンなし」については、平成27年度より1円安い単価としています。(根拠について試算表により説明)

また、資料として郡内給食費の一食単価を載せていますが、どの町も平成28年度は単価の改定をしないということです。また、給食費の助成は琴浦町だけが

行なっていますので保護者負担額を記載しております。

委員長

議案第39号について質問はありますか。

議案第39号を議決してよろしいか。(全員賛意)

議案第39号は議決されました。

日程第14 その他

委員長

その他についてお願いします。

指導主事

・前期学校等計画訪問の日程について資料により説明

・学校一斉公開について資料により説明

教育総務課長

・八橋警察署館内防犯協議会総会について

日程第15 次回委員会議開催日

委員長

次回委員会の開催日時について6月30日(木)午後3時00分から開催します。

日程第16 閉会

委員長

本日の委員会は以上で閉会とします。

午後4時40分 閉会